

令和5年度新中学1年生の保護者の皆様へ

# 就学援助(新入学用品費等)のお知らせ

教育委員会では、お子様の中学校就学にあたり経済的に困りの世帯に対して、新入学用品及び学用品の購入に必要な経費の援助(新入学用品費等)を入学前に行います。

援助を受けるには必ず申請手続きが必要です。下記をお読みいただき、該当する方はお忘れのないよう申請してください。

## ■援助の対象になる方

次の要件のすべて該当する世帯

- ①お子様が令和5年4月に厚真町内の中学校に入学を予定している世帯
- ②申請時に厚真町に住民票のある世帯
- ③経済的に困りの世帯

※新入学用品費等の扶助を受けた後、町内の中学校に入学しなくなった場合や、令和4年の収入が決定した段階で基準を満たさない場合は、返還手続きが必要になります。

※令和4年度に準要保護世帯として認定されている世帯で、令和5年4月に町内の中学校に入学を予定している児童の保護者の方は、該当します。

## ■「新入学用品費等」の支給予定額、支給予定時期、支給方法

- ①支給予定額 新入学用品費 60,000円 学用品費 22,730円
- ②支給予定時期 令和5年3月上旬
- ③支給方法 申請書に記載されている保護者の銀行口座に振込み

## ■申請手続き等

- ①申請期間 令和5年1月16日(月)～令和5年2月10日(金)
- ②申請書類等
  - ・令和5年度要保護及び準要保護児童生徒認定申請書(兼令和4年度新入学用品費等入学前扶助受給申請書)
  - ※町HPからダウンロード可(教育委員会にもあります)
  - ・前住所地における令和4年度(令和3年分)課税所得証明書
  - ※令和4年1月2日以降に厚真町に転入された方のみ、令和4年1月1日以前から厚真町に居住している方は提出不要

## ■その他

- ・入学前に申請をしない場合でも、新年度に入り学校へ申請し認定となった場合は、7月頃に同額の新入学用品費等を援助します。
- ・審査を行いますので、申請をされた方が必ず援助されるものではありません。

■問合せ・申請先 厚真町教育委員会生涯学習課学校教育グループ (☎27-2494)

**厚真町教育委員会**